

公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市会計管理者、久留米市教育委員会教育長及び久留米市議会議長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年6月18日

久留米市監査委員	中島年隆
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	市川廣一
久留米市監査委員	大熊博文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成28年度

部局名： 健康福祉部

		指摘事項等	措置状況等
意見	事務監査	<p>地域包括ケアシステムは、高齢者の地域での生活を支える仕組みであるが、仕組みを構築するにあたっては、高齢者のみならず、障害者、子ども、生活困窮者等を含む、全ての住民が地域で孤立しないための視点も大切と思われる。</p> <p>本市でも、当部が核となって、地域の特性に応じた自助・共助・公助が適切に連携し、地域全体で助け合う仕組みづくりに取り組んでいる。今後は、庁内各部局への情報提供と連携のためのアプローチを図るとともに、地域住民をはじめ、事業者、関係機関等の社会資源のネットワークを組み立てるコーディネーターの役割を果たしてもらいたい。</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築につきましては、すべての住民が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる地域社会づくりを目指し、また、福祉サービスの提供にあたりましては、自助や公助の限界を自覚し、自助、共助、公助の適切な役割分担により、社会全体で支え合う仕組みづくりを基本視点として、現在、団塊の世代が75歳（後期高齢者）に達する平成37年を見据え、高齢者福祉を中心に取り組みを進めているところです。</p> <p>また、その取り組みにあたっては、各相談窓口や関係機関、団体等の多様な主体との連携・協働が必要不可欠であることから、地域コミュニティを中心に、様々な機会を捉え、より一層積極的に意見交換や合意形成を積み重ねながら施策を推進しております。</p> <p>このような中、国では、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を越えて「丸ごと」つながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進を図るため、社会福祉法が改正されるとともに、市町村による地域住民との包括的な支援体制づくりや、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針が公表されております。</p> <p>健康福祉部としましては、今後の地域社会の状況を見据えると、国が推進している地域共生社会の実現は、非常に重要な課題であると認識しているため、国の動向等を十分に踏まえながら、今後の検討に取り組んでまいりたいと考えております。また、その実現を図るまでの間においては、現在の各相談支援体制の更なる充実や、庁内関係部署との情報共有や連携の強化を図るなど、着実に取り組みを重ね、有効なシステムの構築に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成 28 年度

部局名： 議会事務局

指摘事項等			措置状況等
意見	事務監査	議会事務局においては、議会活動をサポートする組織として、議長及び議会の各機関との十分な協議や検討を重ね、より公正さや有効性、公開性が増すような仕組みの研究と運用に向けて、引き続き取り組まれない。	議長及び議会の各機関と十分な協議・検討を重ね、平成 29 年度においては、タブレット端末の導入や、議場への大型ディスプレイの設置、政務活動費のホームページ掲載などについて支援を行い、議会活動の効率化や活性化に努めました。 また、平成 29 年 9 月に設置された議会制度調査特別委員会において、調査を行った政務活動費の領収書等の閲覧・ホームページ公開が決定されるなど、今後とも議会活動の見える化に十分な成果が出るよう支援に努めてまいります。